

豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想、宗教、営利の活動を目的としないイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、市長(こども未来部子育て支援課)に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前の日から7日前の日までに申請書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書(様式第2号)又は豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 貸出できる移動式赤ちゃんの駅は1基のみのため、貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、市が主催するイベントを最優先とし、次に協賛するイベントを優先とし、その他は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、イベントの実施期間に前後1日を加えた期間とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として自ら豊橋市こども未来部子育て支援課において移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない

い。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。

(2)申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。

(3)移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。

(4)予め定められた期限までに返却すること。

(5)その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

移動式赤ちゃんの駅の貸出を下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出要領を遵守することを誓約します。

記

イ ベ ン ト 名	
イ ベ ン ト 内 容	※イベント内容がわかる資料（チラシ等）を添付してください。
開 催 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
開 催 場 所	
参 加 費 等	無 ・ 有 （ 円）
貸 出 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
連 絡 先 (担当者名・電話番号)	担当者名： 電話番号：

豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

年 月 日

様

豊橋市長

印

年 月 日付けで申込のありました豊橋市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記の留意事項をご理解いただいた上で貸出しを承認します。

記

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
イベント	イベント名	
	開催場所	
備考		
その他	豊橋市移動式赤ちゃんの駅は、申請者の方は豊橋市子育て支援課（0532-51-2325）に連絡の上、貸出及び返却日時等を事前に打合せしてください。	

（留意事項）

1. 赤ちゃんの駅使用説明書に従って使用すること。
2. 赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、実費にて原状回復又は弁償すること。
3. 虚偽の申込により使用した場合、又は貸出要領に反する場合は貸出承認を取り消します。
4. 雨天等で天候が悪化している場合又は悪化が予想される場合の屋外使用は認めない。
5. 天候不良の時、強風や突風が予想される時はテントの使用を中止すること。
6. 複数日にわたるイベント時に赤ちゃんの駅を屋外で使用する場合は、その都度、撤収し、申請者の責任において保管すること。
7. 赤ちゃんの駅の設置から撤去までに際しては、常に周囲の安全及び室内の衛生面等に留意し、使用に当たって発生した事故等については、申請者の責任において適切に処理すること。
8. その他豊橋市赤ちゃんの駅貸出要領を遵守すること。

豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

年 月 日

様

豊橋市長

印

年 月 日付けで申込のありました豊橋市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり不承認とします。

記

イベント名	
不承認理由	

豊橋市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

年 月 日

様

豊橋市長



年 月 日付けで承認しました豊橋市移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を下記のとおり
取消しますので通知します。

記

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
イベント	イベント名	
	開催場所	
取消日		
取消理由		